

工作物に係るアスベスト分析調査について 2/2

《事前調査の実施概要について》

エアコンの取付や壁紙の張替え、外壁工事や塗装等、また賃貸の原状回復工事等の小規模工事等では、工事を行う施工業者(元請事業者)が石綿(アスベスト)使用の有無の調査を行い、一定規模の工事においては調査結果等を石綿事前調査結果報告システムにより報告しなければなりません。

複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が協力会社に関する内容も含めて、所轄労働基準監督署に電子システムにより報告する必要があります。

事前調査の結果の記録を作成して3年間保存するとともに、作業場所に備え付け、概要を労働者に見やすい箇所に掲示する必要があります。

また、解体等の場合事前調査結果の掲示とともに、石綿(アスベスト)除去作業中の状況などを写真や動画により記録し、3年間保存することも必要です。

厚生労働省 石綿総合情報ポータルサイトより抜粋 <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

QRコードから該当HPへアクセスできます 

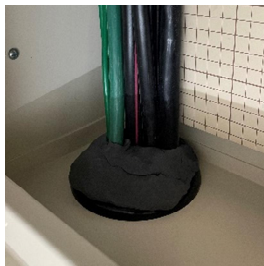
《アスベスト含有建築材料等の事例》



OAフロアー支柱 接着剤



配電盤 ケイカル2種、パテ材、モルタル



分電盤、制御盤 パテ材

場所：ダクト・ケーブル層間塞ぎ、
制御盤、端子盤、支柱・床、
OAフロアー支柱、など

材料：ケイカル2種、パテ材、延焼防止塗料
接着剤、モルタル、塗材 など

《分析調査などのご相談について》

当社では厚生労働省が定める有資格者が在籍し、分析調査を実施しております。

詳しくは当社HPか、下記QRコードのお問合せフォームから、お気軽にご相談ください。

内藤環境管理 お問合せフォーム 

